

環境省組織規則及び公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部を改正する省令案 新旧対照表 目次

- 環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）（抄）（第一条関係） . . . . . 1
- 公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令（平成十三年環境省令第二号）（抄）（第二条関係） . . . . . 6

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 内部部局</p> <p>    第一節 大臣官房（<u>第一条―第五条</u>）</p> <p>    第二節 総合環境政策局（<u>第六条―第十一条</u>）</p> <p>    第三節 地球環境局（<u>第十二条―第十四条</u>）</p> <p>    第四節 水・大気環境局（<u>第十五条―第十八条</u>）</p> <p>    第五節 自然環境局（<u>第十九条―第二十五条</u>）</p> <p>第二章 施設等機関（<u>第二十六条</u>）</p> <p>第三章 地方支分部局（<u>第二十七条</u>）</p> <p>第四章 原子力規制委員会（<u>第二十八条</u>）</p> <p>第五章 環境省顧問（<u>第二十九条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（<u>地方環境室及び調査官</u>）</p> <p>第一条 秘書課に、<u>地方環境室及び調査官一人を置く。</u></p> <p>2  <u>地方環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>    一 <u>地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。</u></p> <p>    二 <u>地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務に関する企画及び立案に関</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 内部部局</p> <p>    第一節 大臣官房（<u>第一条―第六条</u>）</p> <p>    第二節 総合環境政策局（<u>第七条―第十二条</u>）</p> <p>    第三節 地球環境局（<u>第十三条―第十五条</u>）</p> <p>    第四節 水・大気環境局（<u>第十六条―第十九条</u>）</p> <p>    第五節 自然環境局（<u>第二十条―第二十五条</u>）</p> <p>第二章 施設等機関（<u>第二十六条</u>）</p> <p>第三章 地方支分部局（<u>第二十七条</u>）</p> <p>第四章 原子力規制委員会（<u>第二十八条</u>）</p> <p>第五章 環境省顧問（<u>第二十九条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（<u>調査官</u>）</p> <p>第一条 秘書課に、<u>調査官一人を置く。</u></p> <p>（新規）</p>

すること。

- 3| 地方環境室に、室長を置く。
- 4| 調査官は、秘書課の所掌事務に関する重要事項の調査並びに企画及び立案を行う。

(政策評価室及び広報室)

第二条 総務課に、政策評価室及び広報室を置く。

- 2| 政策評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 行政の考査に関すること。
  - 二 環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 3| 広報室は、広報に関する事務（地球環境局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 4| 政策評価室及び広報室に、室長を置く。

(削る)

(新規)

- 2| 調査官は、秘書課の所掌事務に関する重要事項の調査並びに企画及び立案を行う。

(環境情報室及び企画官)

第二条 総務課に、環境情報室及び企画官一人を置く。

- 2| 環境情報室は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 環境省の情報システムの整備及び管理に関すること。
  - 二 国立国会図書館支部環境省図書館に関すること。
  - 三 環境省の所掌事務に関する情報（統計を除く。）の整理及び提供に関する事務の総括に関すること。
- 3| 環境情報室に、室長を置く。
- 4| 企画官は、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(広報室及び地方環境室)

第三条 政策評価広報課に、広報室及び地方環境室を置く。

- 2| 広報室は、広報に関する事務（地球環境局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 3| 地方環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 地方環境事務所の組織及び運営一般に関すること。

第三条 (略)

(災害廃棄物対策室及び浄化槽推進室)

第四条 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課に、災害廃棄物対策室及び浄化槽推進室を置く。

2 災害廃棄物対策室は、災害廃棄物(災害により生じた廃棄物をいう。)の適正な処理に関する事務(企画課及び産業廃棄物課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 (略)

4 災害廃棄物対策室及び浄化槽推進室に、室長を置く。

第五条 (略)

第二節 総合環境政策局

第六条～第九条 (略)

二 地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務に関する企画及び立案に関すること。

4 広報室及び地方環境室に、室長を置く。

第四条 (略)

(浄化槽推進室)

第五条 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課に、浄化槽推進室を置く。

(新規)

2 (略)

3 浄化槽推進室に、室長を置く。

第六条 (略)

第二節 総合環境政策局

第七条～第十条 (略)

(保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室並びに調査官)

第十条 環境保健部環境保健企画管理課に、保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室並びに調査官一人を置く。

2～6 (略)

7 調査官は、環境保健部環境保健企画管理課の所掌事務に関する重要事項の調査並びに企画及び立案を行う。

第十一条 (略)

### 第三節 地球環境局

第十二条 (略)

(市場メカニズム室及びフロン対策室並びに調整官及び事業監理官)

第十三条 地球温暖化対策課に、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに調整官及び事業監理官それぞれ一人を置く。

2～5 (略)

6 事業監理官は、地球温暖化対策課の所掌事務に関する事業の指導及び監督に関する重要事項を処理する。

(保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室並びに調査官)

第十一条 環境保健部企画課に、保健業務室、特殊疾病対策室、石綿健康被害対策室及び化学物質審査室並びに調査官一人を置く。

2～6 (略)

7 調査官は、環境保健部企画課の所掌事務に関する重要事項の調査並びに企画及び立案を行う。

第十二条 (略)

### 第三節 地球環境局

第十三条 (略)

(市場メカニズム室及びフロン対策室並びに調整官)

第十四条 地球温暖化対策課に、市場メカニズム室及びフロン対策室並びに調整官一人を置く。

2～5 (略)

(新規)

第十四条 (略)

第四節 水・大気環境局

第十五条～第十八条 (略)

第五節 自然環境局

第十九条～第二十三条 (略)

(国立公園利用推進室)

第二十四条 (略)

- 2 国立公園利用推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 1 国立公園の保護及び整備に関する事（地域の魅力の増進のために行うものに係るものに限る。）並びに自然公園に関する事業の振興に関する事。
- 二・三 (略)
- 3 (略)

第十五条 (略)

第四節 水・大気環境局

第十六条～第十九条 (略)

第五節 自然環境局

第二十条～第二十四条 (略)

第二十四条の二 (略)

- 2 国立公園利用推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 1 国立公園の保護及び整備に関する事（地域の魅力の増進のために行うものに係るものに限る。）並びに自然公園及び温泉に関する事業の振興に関する事。
- 二・三 (略)
- 3 (略)

- 公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令（平成十二年環境省令第二号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>公害健康被害補償不服審査会の庶務は、環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課において処理する。</p>	<p>公害健康被害補償不服審査会の庶務は、環境省総合環境政策局環境保健部企画課において処理する。</p>